

高次脳機能障がいって何だろう？

～大分県高次脳機能障がいパンフレット～



脳が病気や怪我などの何らかの原因によって損傷を受けると、記憶力や注意力が低下したり、感情のコントロールが困難になるなどの症状が現れることがあります。

これらの人間特有の高度な脳の動きが障がいされてしまうことを「高次脳機能障がい」と呼びます。

大分県

高次脳機能障がい(広義)を引き起こす原因

高次脳機能障がいとは

脳の部分的な損傷により、記憶、注意、行為、思考、学習、言語などの機能に障がいが起こった状態を『高次脳機能障がい』といいます。

症状として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、行動と感情の障がい、地誌的障がい、失行症、失認症、半側身体失認、半側空間無視、失語症等が現れます。

高次脳機能障がいを引き起こす主な原因

高次脳機能障がいを引き起こす原因は多彩です。高次脳機能障がいをもたらす代表的な原因について説明します。

■ 脳血管障がい ■

脳血管障がいは脳出血と脳梗塞に大きく分けられます。さらに脳出血は、脳(実質)内出血、くも膜下出血、その他に分類されます。



■ 頭部外傷 ■

交通事故、高所からの転落、滑落、転倒、打撲等により外傷性脳損傷を起こすことがあります。脳血管障がいと比べて患者の年齢層が低いことが特徴であり、さらに脳血管障がいと比べて脳の障がい部位が広範囲でびまん性(注1)に及ぶため、障がいも複雑です。

注1. びまん性・・・外傷により脳全体に損傷が及んだもの



■ その他 ■

脳炎、脳腫瘍のほか、低酸素性脳症、アルコール性障がいなどがあげられます。

脳血管障がい	脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、もやもや病
頭部外傷	硬膜外出血、硬膜下出血、脳挫傷、脳内出血、びまん性軸索損傷
感染症	ウイルス性脳炎(インフルエンザ脳症など)、結核性髄膜炎、神経梅毒、エイズ(AIDS)、脳症など
脳腫瘍	原発性脳腫瘍、転移性脳腫瘍
その他の神経疾患	多発性硬化症などの脱髄性疾患、変性疾患、正常圧水頭症など
膠原病、その他の全身性疾患	全身性エリテマトーデス(SLE)、神経ベーチェット病など
中毒性、代謝性疾患	アルコール、ビタミン欠乏症、低酸素性脳症など

表 1. 高次脳機能障がいを引き起こす主な原因

※ この冊子での高次脳機能障がいの定義は、臨床的(広義)なものです。行政によりH13~17年度にかけて、高次脳機能障がい支援モデル事業が実施され「高次脳機能障がい診断基準(狭義、行政的)」が定められています。

次ページに添付していますのでご参照ください。

行政的(狭義)高次脳機能障がい診断基準

平成 13 年度に開始された高次脳機能障がい支援モデル事業より分析された結果、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいを主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有す状態を「高次脳機能障がい」と呼びます。

その診断基準を以下に掲載します。

診 断 基 準

I 主要症状等

- 1 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
- 2 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障がい、注意障がい、
遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいである。

II 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障がいの原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

III 除外項目

- 1 脳の器質的病変に基づく認知障がいのうち、身体障がいとして認定可能である症状を有するが
上記主要症状(I-2)を欠く者は除外する。
- 2 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
- 3 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性疾患を原因とする者は除外する。

IV 診断

- 1 I～Ⅲをすべて満たした場合に高次脳機能障がいと診断する。
- 2 高次脳機能障がいの診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を
脱した後において行う。
- 3 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

国立身体障害者リハビリテーションセンター

ご存知ですか？

大阪府と長崎県で実施した調査から、高次脳機能障がい者は全国に 30 万人いると推計されます。

15.1 人／人口 10 万人・年 (大阪府 H12 年)

10.9 人／人口 10 万人・年 (長崎県 H16 年)

※ 参考 脊髄損傷の発症 4 人／人口 10 万人・年(新宮)

(発症時 65 歳未満)

高次脳機能障がい者の症状

高次脳機能障がい者の症状には、3つの特徴があります。

- ①外見上は障がいが目立たない
- ②本人自身が障がいを十分に認識できていないことがある
- ③障がいは、時間や疲労、環境・状況により著しく変化する

また、以下の症状は重複していることが多く、症状の重なり方によって障がいの状態は一人ひとり異なっています。

記憶障がい

比較的古い記憶は保たれているのに、新しいことを覚えるのが難しくなります(前向性健忘)。また、以前に蓄えられた情報を思い出せないことがあります(逆向性健忘)。

注意障がい

注意・集中力が低下することにより、一つのことを続けたり、いくつかの中から必要なことを選ぶことが難しくなります。

遂行機能障がい

生活する上で必要な情報を整理し、計画し、処理していく一連の作業(目標を決める→計画する→手順を考える→結果を確認する)が難しくなります。
例)思いつきだけで行動する、同じような行動を繰り返す、状況に見合った行動がとれない、行動が子どもっぽく未熟である、などといった行動、場面がみられます。

行動と感情の障がい

感情的になり、攻撃的な態度を示す場合があります。さらに、障がいを受け止めきれず、抑うつ的になり、引きこもってしまうこともあります。

生活上で支障となること

日常生活を送るなかで、「おかしいな？」と思うことはありませんか？

高次脳機能障がいは、原因がさまざまであり、現れる症状も千差万別です。同じ人でも昨日と今日とでは症状が大きく変化することがあるため、家族にも理解されないことがあります。

性格の変化

■ 対人関係 ■

気が散り、疲れやすいため、我慢できずに大声を出したり、逆に何事にも無関心になるなど、感情のコントロールができなくなります。また、物事に固執的になって、周囲の人と上手く関わるができなくなることもあります。



家庭や職場での問題

■ 家族との問題 ■

火の始末や、電話のやりとりなど、一人での留守番が難しくなります。その他さまざまな面で行動に変化が現れ、対応に戸惑ってしまうこともあります。



■ 就労・就学 ■

本人は以前と同じように働くことを希望されますが、作業にミスが多くなったり、自分の症状に気付いていないこともあります。外見からは分かりにくいので、障がいを知らない人から誤解を受けやすく、人間関係のトラブルを生じやすくなります。そのため、就労・就学が困難な状況になることがあります。



日常生活での問題

■ 金銭面 ■

一度に手持ちのお金を使いきったり、借金をするなど無計画にお金を使ってしまうことがあります。



■ 交通機関の利用 ■

交通機関、運賃表、時刻表などを上手に利用できず、一人で目的地へ行くことが難しいことがあります。

■ 公共施設の利用 ■

氏名、住所、電話番号などを思い出して書くことが難しく、テンポの速い話が理解できずに何度も同じ質問をすることがあります。また、案内表示を見落としたり、雰囲気にとぐわな言動があります。

高次脳機能障がいによる症状は多種多様であり、日常生活に及ぼす影響も個人差があります。そのため、本人が置かれている状況や症状を理解し、本人に合った環境を整える必要があります。

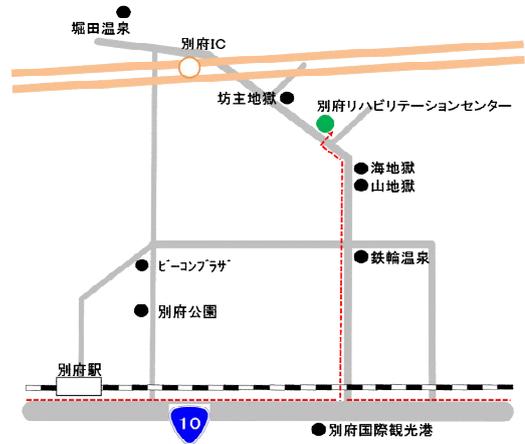
また、本人も自分の障がいを十分に理解できていない事が多いのもこの障がいの特徴です。大切なことは、家族や周囲の『理解』です。

相談窓口

支援拠点機関

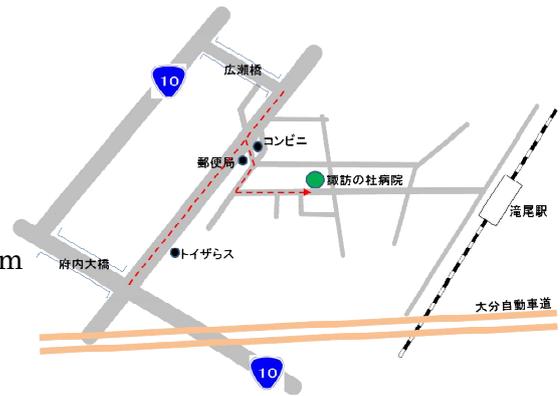
社会福祉法人 農協共済別府リハビリテーションセンター

〒874-0804
別府市大字鶴見字中山田 1026-10
TEL 0977-67-1711(代)
FAX 0977-67-1712(代)
ホームページアドレス <http://www.brc.or.jp>



医療法人 光心会 諏訪の杜病院

〒870-0945
大分市大字津守 888 番地の6
TEL 097-567-1277(代)
FAX 097-567-3066(代)
ホームページアドレス <http://www.k-suwanomori.com>



行政機関

大分県庁 障害福祉課 精神保健福祉班

〒870-5801
大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
TEL 097-506-2727
FAX 097-506-1740
ホームページアドレス <http://www.pref.oita.jp>

